

第3号様式
(第10条関係)

是正又は改善結果報告書

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	学校法人星学園 きんせい学童クラブ
監査実施年月日	令和5年11月7日(火)
是正又は改善結果報告書提出年月日	令和6年1月26日(金)
事 項	内 容
運営規程に定める開所時間について	<p>【是正又は改善を要する事項】</p> <p>・土曜日の開所時間について、運営規程では午前8時から午後6時までと規定しているが、6月3日(土)について、一人のみの配置となっていた。</p> <p>市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つのクラブごとに、最低でも2人以上(うち1人は補助員でも可)を配置しなければならないと定められている。</p> <p>これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。</p> <p>職員の配置基準を満たしてない日については開所日とすることはできない。</p> <p>【是正(改善)内容】</p> <p>・月ごとの勤務シフトを作成し、開設日には配置基準を満たした人員の配置をしていきます。</p>